伊水告示第１６号

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を定めることについて

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２２条の２第１項の規定により、上下水道局の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を別表のとおり定めたので，同条第３項の規定により告示する。

令和８年４月１日

伊丹市上下水道事業管理者
大　西　　俊　己

別　表

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の別	指定した者
総括出納取扱金融機関	㈱池田泉州銀行
出納取扱金融機関	㈱みなと銀行
収納取扱金融機関	㈱みずほ銀行
	㈱三菱ＵＦＪ銀行
	㈱三井住友銀行
	㈱りそな銀行
	㈱京都銀行
	㈱但馬銀行
	㈱徳島大正銀行
	北おおさか信用金庫
	播州信用金庫
	尼崎信用金庫
	兵庫ひまわり信用組合
	近畿労働金庫
	兵庫六甲農業協同組合
	㈱関西みらい銀行
	大阪シティ信用金庫
	㈱ゆうちょ銀行